

船橋市サッカー協会 第1種委員会
運 営 規 定

2022年2月6日
【改訂第17版】

船橋市サッカー協会第1種委員会 運営規定

第1条【運営】

1 船橋市サッカー協会第1種委員会は、以下の構成員による運営委員会によって運営される。

† *運営組織図については別途参照

- ① 委員長 ----- 1名
- ② 副委員長(強化/審判/大会運営(一般・シニア) -- 各1名
- ③ 強化部 ----- 1～5名
- ④ 審判部 ----- 1～5名
- ⑤ 大会運営部 ----- 10名
※秋季大会のブロック運営委員は各ブロック3名とする。
- ⑥ 事務局 ----- 1～3名

- 2 運営委員会は、特別な場合を除き毎月1回(第1日曜日 18:00～)開催される。
- 3 運営委員会を欠席する場合は、必ず委任状を提出しなければならない。
- 4 運営委員の任期は、当年度8月～翌年度7月までとする。

第2条【登録】

- 1 選手及び加盟団体(以下、チームという)の登録は、定められた期日及び様式をもって行い、有効期間は年度終了までとする。
- 2 登録条件は「附則 船橋市サッカー協会第1種委員会 加盟団体登録要項」による。
- 3 選手の追加登録は所定の様式をもって随時行うこととする。ただし、出場資格は定められた登録料が指定口座に入金され、所定の手続きを完了した時点で発生する。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、所定の様式をもって速やかに第1種委員会事務局へ届けなければならない。また登録内容に虚偽の部分があった場合は、該当チームの当年度の登録を抹消すると共に、当年度内における全ての権利は消滅する。
- 5 登録選手は所属団体が当該大会へ出場しない場合に限り、他の登録団体の選手として大会に出場することができる。

第3条【ユニフォーム】 **※シニアの部は、競技規則に準ずる ※シニアのみのローカルルール**

- 1 ユニフォームは、フィールドプレーヤーとゴールキーパーのそれぞれが、正・副2種類を用意しなければならない。
- 2 ユニフォームは、シャツ・パンツ・ソックスの正・副それぞれが明確に区別のできる異色のものとする。また、異色のものであっても、以下のような同色系の組み合わせは認めない。
(組み合わせ例) 白とグレー、赤とエンジ、赤とオレンジ、黄とオレンジ、青と紫、青と水色、青と紺 等
- 3 ユニフォーム(シャツ)の色は、審判服との混同を防ぐため、黒および紺は使用不可とする。ただし、パンツ、ソックスについてはこの限りではない。
- 4 ユニフォームには、はっきりと確認できる背番号をつけること。背番号のない選手または背番号の確認が困難な選手の出場は認めない。また、胸番号及び腰番号をつける場合は、全て同一の番号でない場合の出場は認めない。

5 ユニフォームはシャツ、パンツ、ソックスを着用し、それぞれ以下のとおりとする。

・シャツ：同一デザインのものを着用すること。

<注>同一のものとは、以下の全てが同一のものを意味する。

- 色及び配色
- 襟の形状(襟の有無、デザイン等)
- 袖の形状(袖のデザイン等) ※長袖と半袖の混在は除く
- シャツ全体のデザイン(ラインの有無、縞模様の幅や本数)
- ロゴ(チームロゴやメーカーロゴ等の位置、色、大きさ等)

・パンツ:同色のものを着用すること。(ただし、ラインの有無やデザインの違いは問わない。)

※船橋市サッカー協会のみのローカルルール

・ソックス:同色のものを着用すること。(ただし、ラインの有無やデザインの違いは問わない。)

※船橋市サッカー協会のみのローカルルール

6 前項5のシャツについて、メーカー側の都合等で同一のものを用意できなくなった場合は、同一デザインでないシャツの使用について運営委員会へ申請し、特に認められた場合に限り使用できることとする。ただし、3種類以上のデザインの使用は認めない。

7 半袖シャツおよびパンツの下に着用するインナーについては、以下のとおりとする。

・インナーシャツ:半袖の主たる色と同色または白か黒で統一して着用可。

長袖のユニフォームと半袖+インナーシャツが混在する場合には
どちらかに統一すること。

・インナーパンツ:着用する色は問わない。

※船橋市サッカー協会のみのローカルルール

第4条【大会】

1 当委員会が主催または主管する大会は以下のとおりとする。

- ①船橋市春季市民サッカー大会(一般の部、シニアの部)
- ②船橋市サッカー選手権大会(一般の部、シニアの部)
- ③船橋市秋季市民サッカー大会(一般の部、シニアの部)

2 各大会への参加は、当年度に加盟登録したチームおよび選手とする。また、各大会の概要等は以下のとおりとする。

▶一般の部は希望するチームおよび選手とし(選手権に限り前年度の選手権大会および秋季市民大会の成績優秀チーム)、シニアの部は希望するチームかつ当年度内に満35歳以上になる選手が参加できる。

①船橋市春季市民サッカー大会

- ・試合形式は、ノックアウト方式とする。
- ・これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。

②船橋市サッカー選手権大会

- ・試合形式は、ノックアウト方式とする。
- ・これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。

③船橋市秋季市民サッカー大会

- ・試合形式は、1回戦総当たり方式とする。
- ・一般の部はF1、F2、F3の3ブロック、シニアの部はFS1、FS2の2ブロックで構成される。
- ・これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。

第 5 条 【審判員】 ※シニアの部は、競技規則に準ずる ※シニアのみのローカルルール

- 1 審判は、以下のとおり行うこととする。
 - ① 審判員は、試合を行うチーム以外の 2 チームより各 2 名の計 4 名を選出する。
 - ② 一方のチームの 2 名は主審と第 4 審判、他方のチームは副審を担当する。
 - ③ 主審については有資格者が行う。また、副審、第 4 審判についても有資格者が好ましい。
 - ④ 主審は、試合開始前にブロック運営委員に ID カードを提示し、確認を受ける。
 - ⑤ 審判の割り当てについては、各ブロックで決定する。
- 2 審判員は、主審、副審とも審判服(黒:シャツ、パンツ、ソックス)を着用しなければならない。
- 3 半袖の審判服(シャツ)の下に長袖を着用する場合は、黒を着用すること。
- 4 審判員は必ず必要な用具(ホイッスル、カード、フラッグ、時計等)を使用する。
- 5 これ以外の条件等は、大会実施要項、競技規則および運営細則に規定する。

第 6 条 【罰則】

- 1 船橋市サッカー協会第 1 種委員会が制定した、全ての規定類に反する行為があった場合はチーム警告の対象とし、改善が認められない場合は、運営委員会にて審議の上、当年度のリーグ戦の勝点を減点(-3)とする。
- 2 当年度内に 3 回のチーム警告を受けた場合は、当年度の登録を抹消するとともに、該当チームの当年度における全ての資格及び権利は消滅する。また、特に悪質と認められる場合は、運営委員会にて審議の上処分を決定する。
- 3 チーム警告の有効期間は当年度内とする。

第 7 条 【試合の方法】

- 1 (財)日本サッカー協会制定の競技規則による。
- 2 試合時間は一般の部 60 分、シニアの部 50 分とする。
- 3 交代人数は無制限とする。ただし、出場選手は試合開始前に提出するメンバー票に記載された選手でなければならない。

第 8 条 【試合の成立】 ※シニアの部は、競技規則に準ずる ※シニアのみのローカルルール

- 1 出場選手は、船橋市サッカー協会に登録された選手であり、大会毎に提出する参加申込書に記載された選手または当年度に船橋市サッカー協会第 1 種委員会に登録されていない選手で追加登録手続きを終了した選手に限る。
- 2 1 チーム 7 名以上にて試合成立とし、試合開始時間に選手が揃わない場合は、該当チームを棄権とみなす。
- 3 メンバー票は試合開始時間前までに担当審判へ提出する。メンバー票が提出されない場合は該当チームを棄権とみなす。
- 4 試合を棄権する場合は、必ず試合の 5 日前までに、対戦チーム代表者、審判チーム代表者及び運営委員長(秋季大会はブロック運営委員)に連絡する。
- 5 試合の棄権は当年度内 1 回限りとし、2 回目の棄権は認めない。2 回目の棄権した場合は、当年度の登録を抹消する。

第 9 条 【試合球】

- 1 試合球は、(財)日本サッカー協会検定球(5号球)とする。
- 2 試合球は、1試合につき各チーム2個ずつ持ち寄り、主審が決定する。

第 10 条 【警告・退場】 ※シニアの部は、競技規則に準ずる ※シニアのみのローカルルール

- 1 同一大会で累積2回の警告を受けた者は、次の公式戦1試合を出場停止とする。
なお、累積警告の有効期間は、当該大会期間中とする。
- 2 主審により退場処分を受けた者は次の公式戦1試合を出場停止とし、その効力は年度・大会に関係なく有効とする。また、その後の処分については運営委員会にて審議の上決定する。

第 11 条 【報告書】

- 1 会場報告書及び審判報告書は運営委員が取りまとめの上、試合翌日までに大会運営事務局に送付する。
利用者名簿&メンバーシートについては各運営委員で試合翌日から1ヶ月保管し、保管期限後については、適正な方法にて処分すること。
- 2 以下の場合については、大会運営事務局及び大会運営委員長へ翌日までに送付する。
 - ◎警告及び退場選手があった場合。
 - ◎チーム警告に値する行為があった場合。
 - ◎特に報告の必要があると判断した場合。

第 12 条 【試合の運営】

- 1 試合の運営には、各チームは各ブロック運営委員及び運営委員会に協力し、当該年度内に全日程を終了させる。
- 2 各会場に於ける設営、撤去は運営ガイドラインに沿うものとする。
- 3 各会場に於ける新型コロナウイルス感染対策については、コロナガイドラインに沿うものとする。

第 13 条【その他】

- 1 船橋市サッカー協会第1種委員会が制定した、全ての規定類によらない場合においても、著しい不正行為等があった場合は、運営委員会にて審議しその処分を決定する。

<附則>

船橋市サッカー協会第1種委員会 加盟団体登録要項

第1条【登録】

- 1 加盟団体(以下、チームという)登録及び選手登録は、定められた様式及び期日までに行い、当年度末日まで有効とする。
- 2 登録受付は、前年度登録チームを優先に、新規チームを含めた90チームを上限に行う。
但し、前年度以前に登録抹消になったチームは、新規チームと同様の扱いとする。
- 3 募集チーム数に達しなかった場合、その後の追加募集については運営委員会で決定する。

第2条【登録条件】

チーム及び選手の加盟登録は、以下の条件を満たしていなければならない。

- ① チームの名称は、他と区別できる明確な名称であること。
- ② チームの名称には、船橋市以外の地名や地域名等を使用しないこと。
(船橋市内の企業等を母体とするチームは対象外)
- ③ 代表者若しくは第2連絡者は船橋市在住とし、チームの所在地は、船橋市内であること。
- ④ チームの代表者は、その氏名、住所、電話番号及び緊急連絡先を明らかにすること。
また、添付ファイルの受信が可能なE-mailの利用環境を整えること。
- ⑤ 全ての選手は中学校卒業以上であること。
- ⑥ 登録する選手の 7名以上が船橋市在住・在勤・在学または船橋市内の小中学校のいずれかを卒業であること。
- ⑦ 登録チームは、S4級以上の公式審判員を3名以上帯同すること。
- ⑧ 団体登録申請の誓約書は内容について熟読し理解した上で、承認すること。
- ⑨ 登録選手全員が、傷害保険に加入していること。
- ⑩ ユニフォームは、船橋市サッカー協会第1種委員会運営規定第3条によること。

第3条【登録費用】

登録料は以下のとおりとする。また、選手の資格は登録料の納付の確認をもって発生する。

チーム登録料 ¥5,000

選手登録料 ¥1,700×登録選手数

1. 船橋市サッカー協会 第1種委員会 運営規定 第16版は下記4名の協議の上、第1種委員会委員長西川智氏の承認の下、令和3年10月13日より実施。

協議者：一般大会委員長 中村 匠太、シニア大会委員長 水島 豊
第1種委員会事務局長 吉田 友則、運営事務局 向田 直行

- －運営委員組織図の追記。
- －シニアローカルルールが発生する条項に対し、シニア競技規則に準じる旨の追記。
- －第4条【大会】2項へ、大会参加資格についての明確化及び追記。
- －第5条【審判員】2項、審判服は黒:シャツ、パンツ、ソックスとする旨の追記。
- －第6条【罰則】1項、改善が認められない場合、運営委員で審議の上、減点とする旨に変更。
- －第7条【試合の方法】2項、シニアの試合時間の追記。
- －第9条【試合球】2項、試合球は1チーム1個より2個持ち寄りに変更。
- －第11条【報告書】1項、新型コロナウイルス蔓延防止により従来のメンバー表ではなく、利用者名簿&メンバーシートを提出。当用紙については各運営委員が試合翌日より1ヶ月保管後の処分とする旨へ変更。
- －第12条【試合の運営】2項を各会場における設営、撤去は運営ガイドラインに沿うものとするに変更。
- －第12条【試合の運営】3項に各会場に於ける新型コロナウイルス感染対策については、コロナガイドラインに沿うものとする追記

2. 船橋市サッカー協会 第1種委員会 運営規定 第17版は、令和4年2月6日にZOOMにて開催された運営委員会於いて、下記を目的として可決、変更とする。

- －附則、第二条③ 文面の解釈により誤認が生じる可能性がある為、文面の明確化。
- －附則、第二条⑥ 第一種委員会としての増益、加盟チーム数の増加を図る為に、加盟条件をチームに半数以上の船橋市在住・在勤・在学を試合が行える最低出場人数に合わせた7名以上に変更。
- －附則、第二条⑧ 2022年度より従来団体登録フォームをGoogleフォームへの移行することにより署名・捺印が無くなった旨の文面の削除。